

回覧板

公園には多くの犬のフンが今も落ちています。

最近では草刈りの方が誤って機材にフンを巻き込み非常に迷惑をかけました。

自治会には犬のフンの放置について、本当にたくさんの苦情が寄せられています。



「片付けても片付けても、毎日同じところにされてしまう」「毎朝、家の前に犬のふんが放置されている。なぜ、飼い主でもない自分が、他人の犬のふんを毎日掃除しなければならないのでしょうか。」「道路や公園に犬のふんが放置され、まちの美観が損なわれてしまっている。子供を安心して遊ばせることもできません。」そんなご相談が後を絶ちません。

もちろん、多くの飼い主様は、マナーを守ってきちんと持ち帰っていらっしゃいますが、一部の心ない飼い主により、フンが毎日のように放置されているのも事実です。

朝起きて、家の前に大きなフンがあったらどんな気持ちがするのでしょうか。餌をあげて散歩をさせるだけが飼うことではありません。犬が近所でもかわいがってもらえるか、町全体が安心して暮らせられるかは、飼い主のマナーにかかっています。どうか飼い主の方は**マナーの徹底**を再度よろしくお願いいたします。

フンの放置は、茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例（きれいな茅ヶ崎条例）違反で、2万円以下の罰金が科せられます。

しかし、犬のフンの不始末には、以下の様な法律が適用されるケースがあります。①**軽犯罪法**：公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物または廃物を棄てたものを拘留または科料で処罰できる。

犬のフンは文章中の「その他の汚物」とみなされるため、放置している場合、罰則が課せられるケースがあります。②**廃棄物処理法**：犬の糞は「廃棄物」に含まれており、それを不法投棄することは違法行為です。5年以下の懲役または1000万円以下の罰金という罰則が課せられる場合もあります。